

## 第5章 移動等円滑化の考え方

### 5-1 移動等円滑化の考え方

ここでは、調査地区の現状や問題点・課題等を踏まえ、地区の大まかなバリアフリー化の考え方を整理します。

まず、吉原駅については、JR吉原駅と岳南鉄道吉原駅のバリアフリー化を推進するとともに、本市の重要な交通結節点としての機能強化を図ることとします。また、併せて駅周辺空間のバリアフリー化も推進し、駅利用のいっそうの利便性・安全性向上を目指します。

次に、吉原本町駅周辺については、多くの都市機能が集積し、多くの人が都市活動を行う場である中心市街地に位置していることを踏まえ、中心市街地の活性化に寄与するためのバリアフリー化を推進します。

これら二つの要素を基本構想におけるバリアフリー化の大前提として捉え、これらを一体的に行うことにより、本市の重要な交通結節点と中心市街地の連携強化を図っていくこととします。

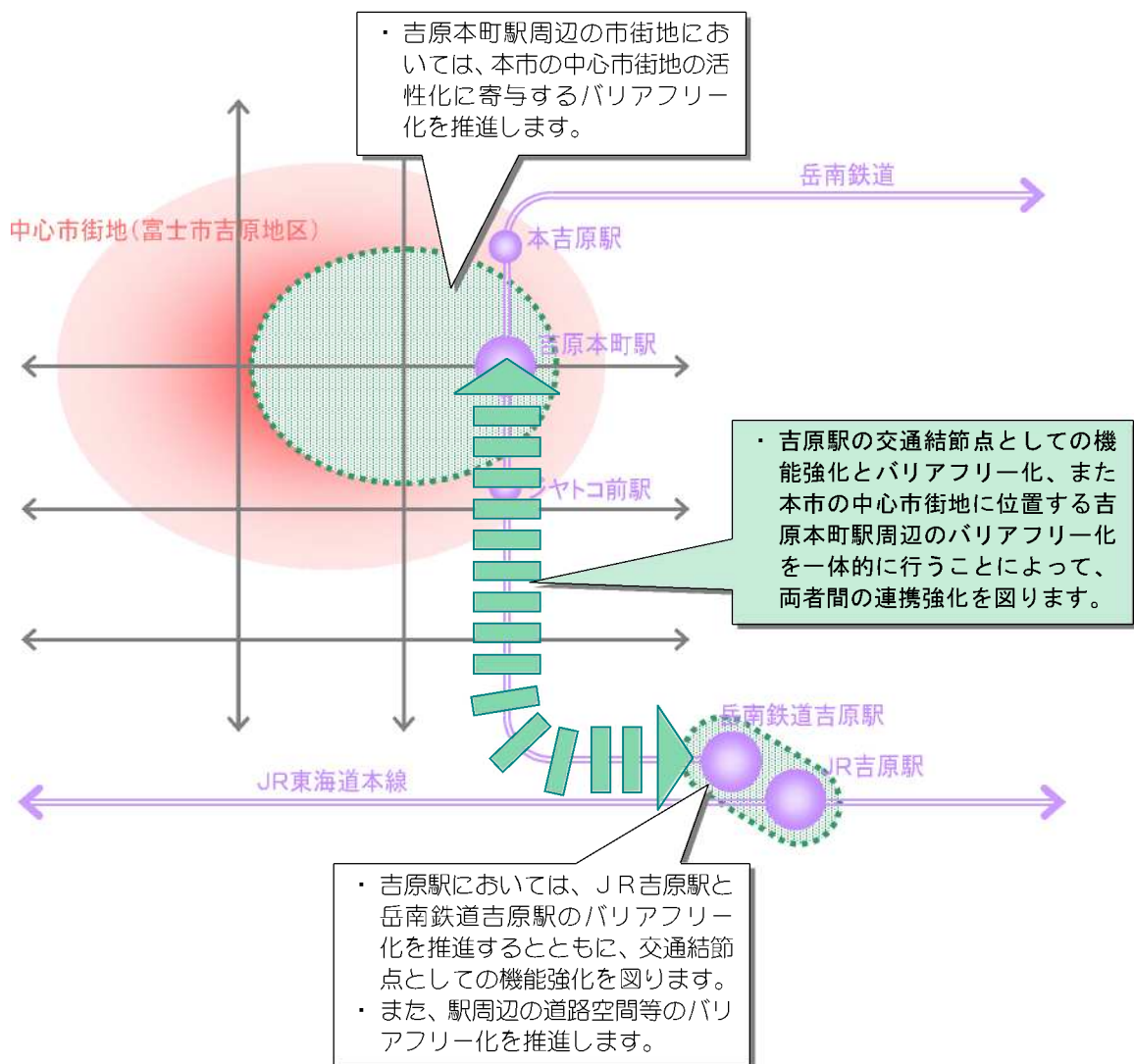


図. 吉原駅・吉原本町駅周辺地区における移動等円滑化の方向性のイメージ

## 5-2 重点整備地区の設定

### (1) 重点整備地区設定の要件の整理

重点整備地区とは、市町村が、国が定めた基本方針に基づいて、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区のことをいいます。

重点整備地区の設定にあたっては、以下のような要件と留意事項が国の基本方針等において示されています。

#### －重点整備地区設定の要件（バリアフリー新法）－

##### ①地区の規模及び地区に含まれる施設等に関する要件

- ・ 地区の規模はおおむね 400ha（2km 四方）未満で、生活関連施設<sup>\*1</sup>のうち、旅客施設や特別特定建築物<sup>\*2</sup>がおおむね3つ以上立地していること。
- ・ 施設相互間の移動が、通常徒歩であることが見込まれること。

※1…「生活関連施設」とは、高齢者や障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などのことをいいます。

※2…「特別特定建築物」とは、誰もが日常的に利用する官公庁施設や商業施設、また主として高齢者や障害者等が利用する老人ホームなどのことをいいます。

##### ②その他の要件

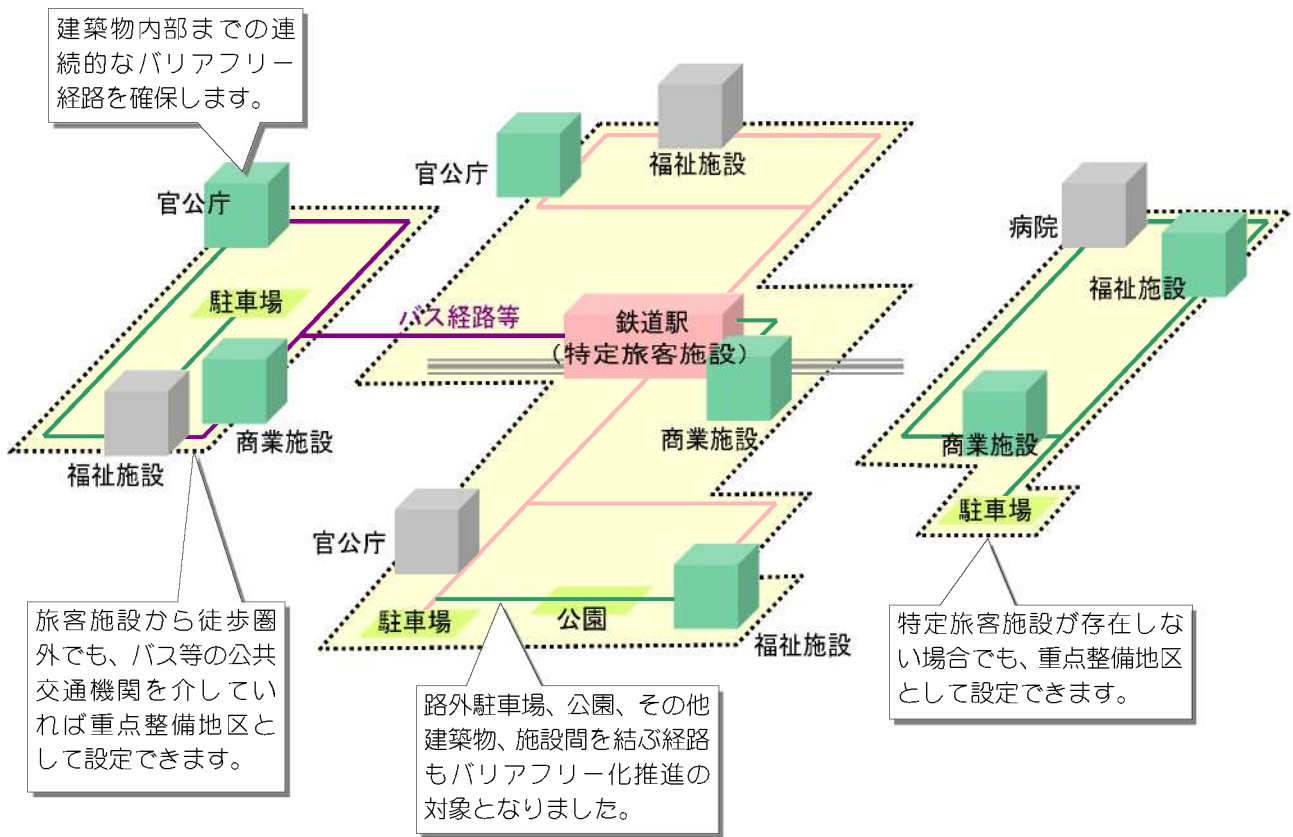
- ・ 重点的かつ一体的なバリアフリー化を図るための事業を実施する必要がある地区であること。

#### ◇地区設定にあたっての留意事項

- ・ 地域の実情に応じて、複数の地区設定が可能。
- ・ 旧交通バリアフリー法の考え方を踏襲し、特定旅客施設<sup>\*3</sup>を含むような地区設定が重要。
- ・ 大規模な施設を含む場合には、都道府県による適切な助言・協力が重要。
- ・ 地区の境界は、町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが重要。

※3…「特定旅客施設」とは、1日あたりの平均乗降客数が5,000人を超える旅客施設（鉄道駅・バスターミナルなど）のことをいいます。

- (重点整備地区の要件)**
- 地区の規模はおおむね 400ha (2km 四方) 未満
  - 生活関連施設のうち旅客施設や特別特定建築物がおおむね 3 つ以上立地
  - 施設相互間の移動は通常徒歩
- (地区設定にあたっての留意事項)**
- 複数の地区を設定することが可能
  - 特定旅客施設を含むような地区設定が重要 (必須ではない)
  - 大規模施設を含む場合は都道府県の協力が重要
  - 境界は明確に表示して設定することが重要




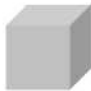

	…旧交通バリアフリー法の対象 (特定旅客施設及びその徒歩圏内)
	…旧ハートビル法の対象 (一定の建築物の新築等)
	…バリアフリー新法により追加・拡大された部分 (路外駐車場・公園・建築物、施設間の経路等)

図. 重点整備地区設定のイメージ

## (2) 重点整備地区の設定

これまでに整理した、調査地区の概況及びバリアフリー上の問題点・課題を踏まえるとともに、重点整備地区設定の要件を勘案して、基本構想における重点整備地区を、以下の考え方に基づいて設定します。

### 吉原本町駅を中心とした徒歩圏を重点整備地区として設定します。

- ・1日あたりの平均乗降客数が5,000人を超えるJR吉原駅は特定旅客施設と位置づけられますが、JR吉原駅周辺における施設立地状況等を鑑みて、重点整備地区はJR吉原駅及び岳南鉄道吉原駅に次いで乗降客数の多い岳南鉄道吉原本町駅を中心とした徒歩圏を設定します。

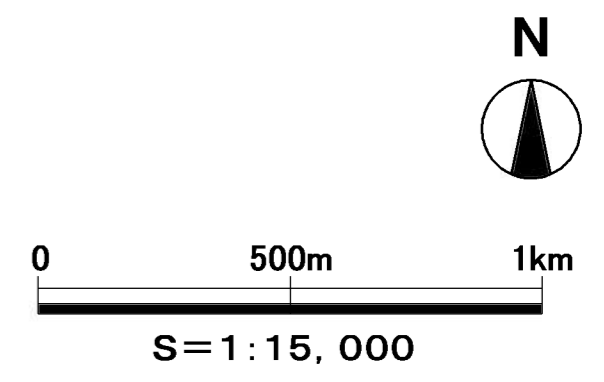
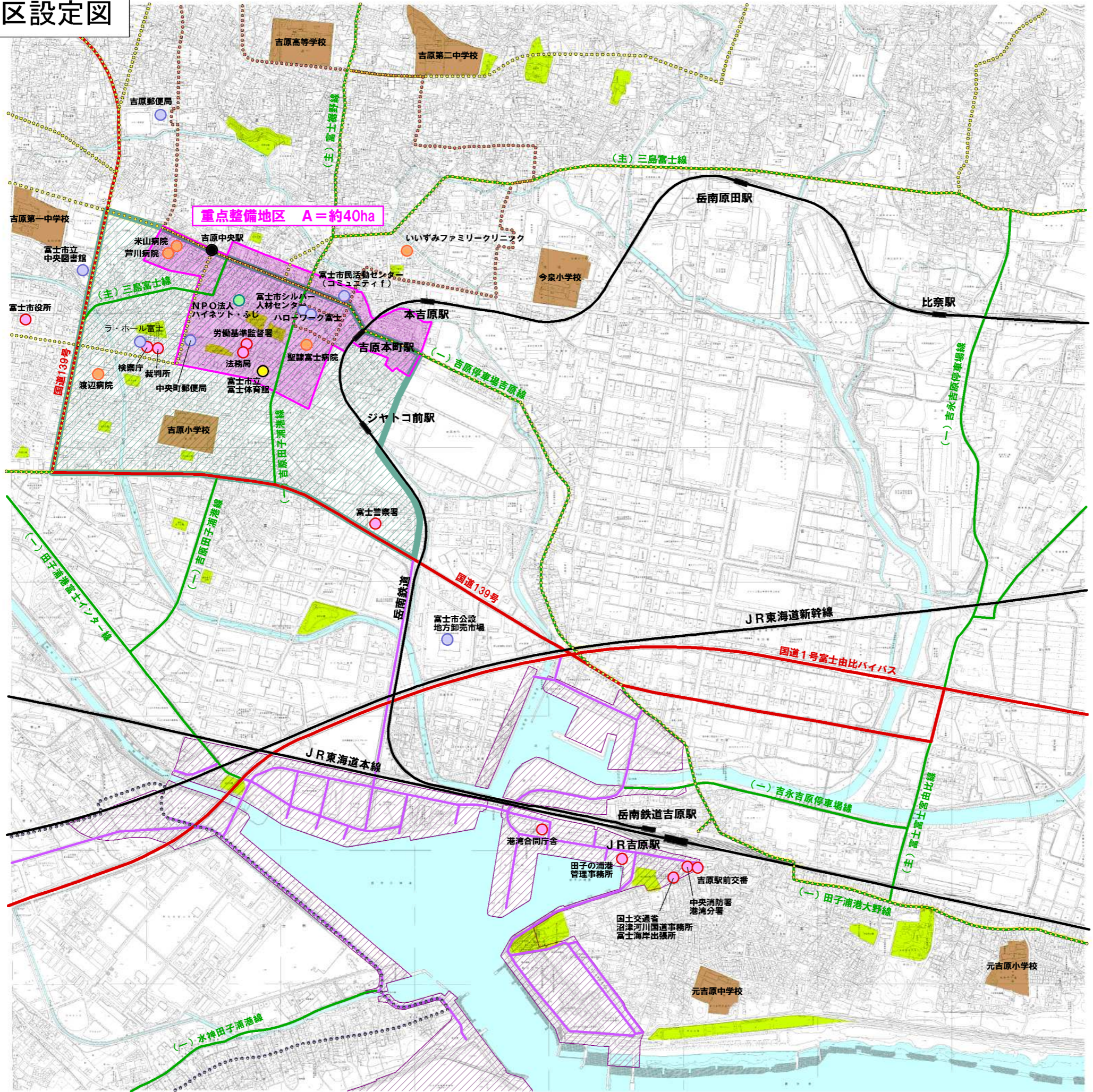
### 吉原本町駅周辺の施設立地状況を勘案して重点整備地区を設定します。

- ・岳南鉄道吉原本町駅周辺では、聖隷富士病院、富士市立富士体育館、富士市民活動センター（コミュニティf）、ハローワーク富士、富士市シルバー人材センターなど高齢者や障害者等が普段よく利用する施設が多く立地しているため、これらの立地状況を勘案して重点整備地区を設定します。
- ・また、日用品などを取り扱っている店舗や飲食店、金融機関などが立地する吉原商店街と、その東西端に位置する岳南鉄道吉原本町駅及び富士急静岡バス吉原中央駅を含む範囲を重点整備地区として設定します。

### 他の政策との相乗効果が期待できる範囲を重点整備地区として設定します。

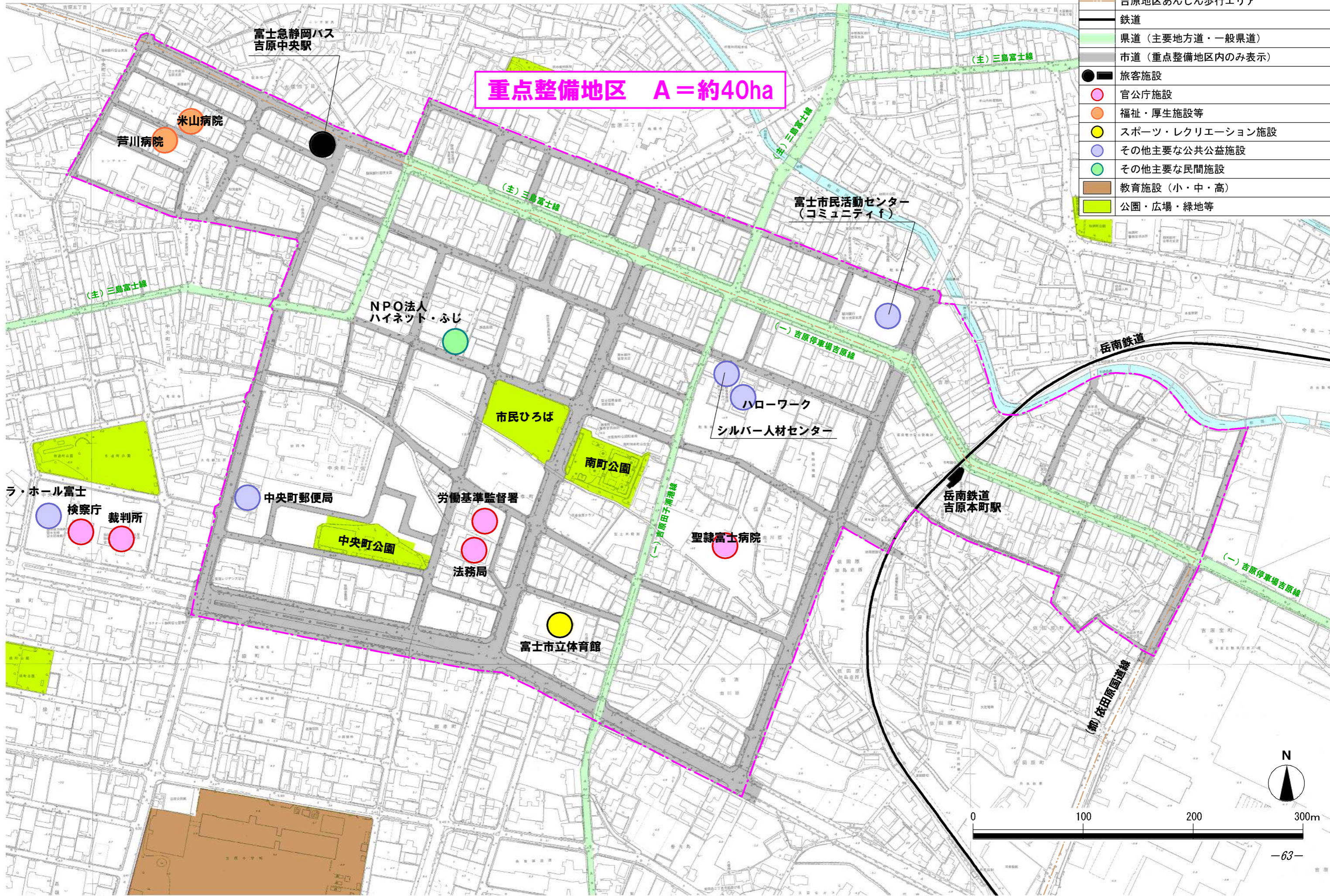
- ・歩行者等の安全確保を目的とした「あんしん歩行エリア」など、他の政策との相乗効果が期待できると考えられる範囲を重点整備地区として設定します。

# 重点整備地区設定図



凡 例	
	鉄道
	国道
	県道（主要地方道・一般県道）
	臨港地区
	臨港道路
	バス路線（路線バス）
	バス路線（ひまわりバス）
	バス路線（コミュニティバス）
	河川等
	旅客施設
	官公庁施設
	福祉・厚生施設等
	スポーツ・レクリエーション施設
	その他主要な公共公益施設
	その他主要な民間施設
	教育施設（小・中・高）
	公園・広場・緑地等
	吉原地区あんしん歩行エリア

# 重点整備地区設定図



### 5-3 移動等円滑化基本方針

#### (1) 基本方針設定の考え方

過年度に策定した「新富士駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想」での基本方針を基本としつつ、吉原駅・吉原本町駅周辺地区の特性・特徴等に合致する方針を追加して設定します。

「新富士駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想」で定めた基本方針  
(富士市全域を視野に入れたバリアフリー化の方針)

+

「吉原駅・吉原本町駅周辺地区 バリアフリー基本構想」の基本方針  
(吉原駅・吉原本町駅周辺地区の特性・特徴を加味したバリアフリー化の方針)

#### (2) 移動等円滑化基本方針

##### ① 市域全域を視野に入れたバリアフリー化を推進します。

→将来的には、新しい市街地の形成や既存施設の改善及び更新に併せて、順次バリアフリーのための施設整備を推進し、市域全域にバリアフリー化が波及・実現するようなまちづくりを実施していきます。

##### ② 市民、事業者、行政が連携したバリアフリー化を推進します。

→道路管理者及び公共交通事業者、交通安全事業者等が連携して整備にあたらなければ、経路上の交通バリアを完全に拭い去ることはできません。  
→市民の参画のもとでバリアフリー化を進めていく必要があります。

##### ③ バリアフリー化チェック体制の構築とバリアフリー環境の維持を図ります。

→バリアフリー化された施設に対して、それがユーザーである高齢者や身体に障害のある方等の移動の円滑化に資しているかのチェック体制を構築します。  
→バリアフリー環境が継続できるような徹底した維持管理を実施します。

##### ④ 「こころのバリアフリー化」を推進します。

→周囲の人々の思いやりや助け合いがなければ、高齢者や身体に障害のある方も安全・安心に施設を利用することはできません。  
→富士市民一人一人の、高齢者や身体に障害のある方に対する理解を深めるための「こころのバリアフリー化」の推進・啓発を図ります。

##### ⑤ 吉原駅の交通結節性の強化とバリアフリー化の同時推進を図ります。

→吉原駅(JR吉原駅・岳南鉄道吉原駅)の交通結節性の強化とバリアフリー化を同時に推進することにより、利便性・安全性・快適性等を一体的に確保し、本市の交通拠点としての機能を高めます。

##### ⑥ 中心市街地の活性化に寄与するバリアフリー化事業を推進します。

→本市の中心市街地である岳南鉄道吉原本町駅周辺については、中心市街地の活性化に寄与するバリアフリー化事業を推進することにより、高齢者や障害者を始めとする多くの来街者が、楽しくかつ安全・快適に往来することのできる市街地空間の創出を図ります。

##### ⑦ 吉原駅～中心市街地の連続的なバリアフリー環境の創出を図ります。

→吉原駅や中心市街地における移動等円滑化を実効性のあるものとするため、公共交通車両やその他の旅客施設のバリアフリー化を推進するほか、適切で分かりやすい情報の提供や施設利用者に対する知識や理解の浸透・啓発など、ハードとソフトの対策を総合的に図ることにより、吉原駅～中心市街地間の連続的なバリアフリー環境を創出します。

## 5-4 生活関連施設の設定

生活関連施設については、バリアフリー新法及び国の基本方針において、以下のよう  
に定義付けられています。

### 生活関連施設

- ・相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等

上記を踏まえ、本構想においては、以下の施設を生活関連施設として位置づけること  
とします。

表. 生活関連施設の設定

施設名称	種別	重点整備 地区	バリアフリー化 (H19年度時点)
岳南鉄道吉原本町駅	旅客施設（鉄道駅）	地区内	未対応
富士急静岡バス吉原中央駅	旅客施設（バスターミナル）		未対応
聖隷富士病院	病院		対応済み
富士市民活動センター (コミュニティf)	市民活動センター		対応済み
富士市シルバー人材センター	高齢者就業センター		一部対応済み
ハローワーク富士	公共職業安定所		一部対応済み
富士市立富士体育館	体育館		一部対応済み
米山病院	病院		一部対応済み
芦川病院	病院		対応済み
JR吉原駅	特定旅客施設（鉄道駅）	地区外	未対応
岳南鉄道吉原駅	旅客施設（鉄道駅）		未対応

また、上記のほか、多くの店舗や業務施設等が集積して立地する吉原商店街や岳南商  
店街においても、生活関連施設と同様の位置づけとします。



## 5-5 生活関連経路の設定

生活関連経路については、バリアフリー新法及び国の基本方針において、以下のよう  
に定義付けられています。

### 生活関連経路

- ・生活関連施設相互間の経路
- ・移動等円滑化のための事業実施が特に必要と考えられる経路

上記を踏まえ、本構想においては、生活関連施設、都市公園、主要な路外駐車場を連  
絡する経路のうち、優先的かつ短期的にバリアフリー化を図ることが必要と考えられる  
経路を、「生活関連経路」として設定するものとします。

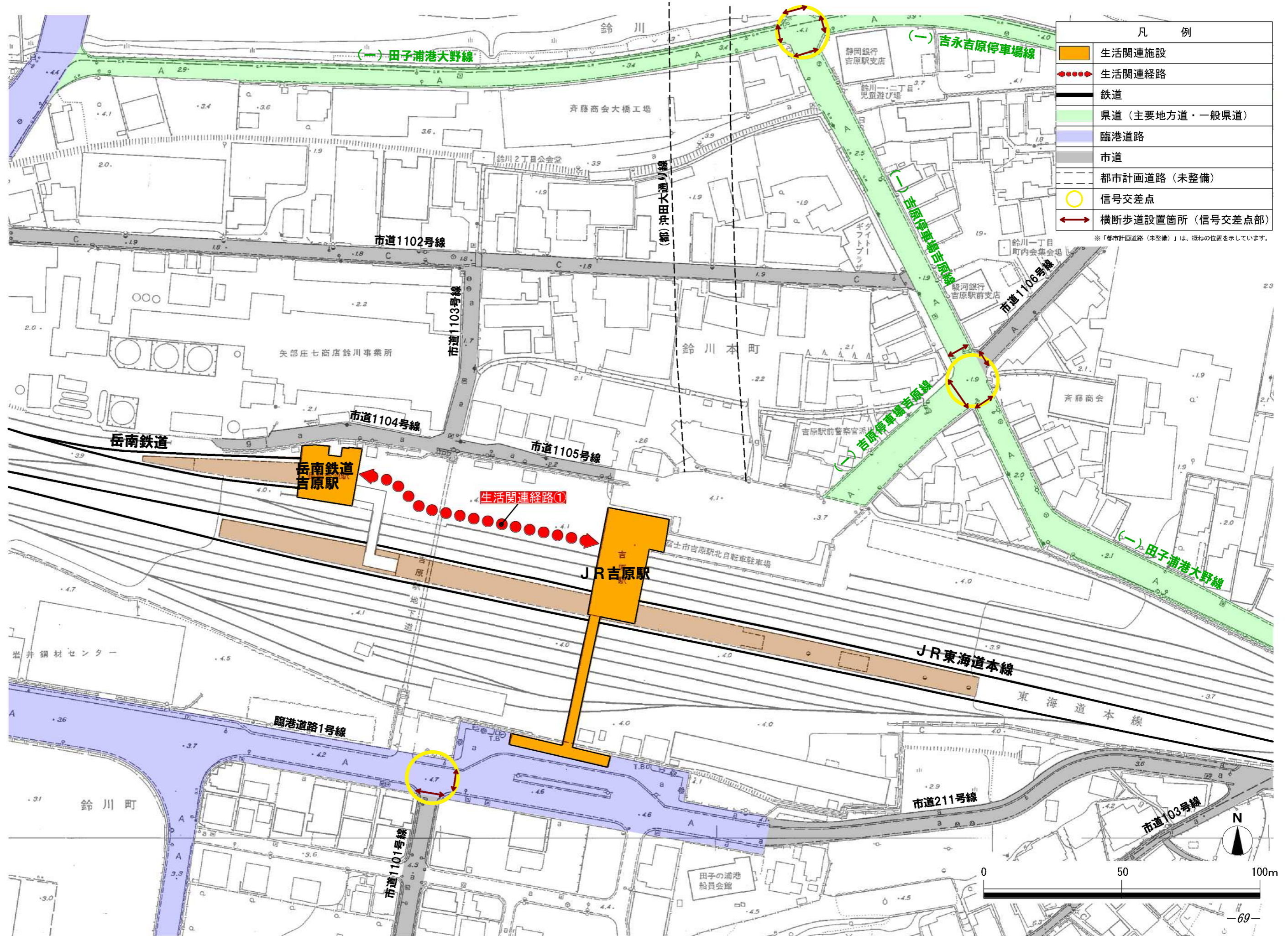
なお、現時点では当面の間、事業実施の見込みがないものの、長期的観点から重点整  
備地区の面的なバリアフリー化に寄与すると考えられる経路を、「その他経路」として  
設定するものとします。

表. 生活関連経路等の設定

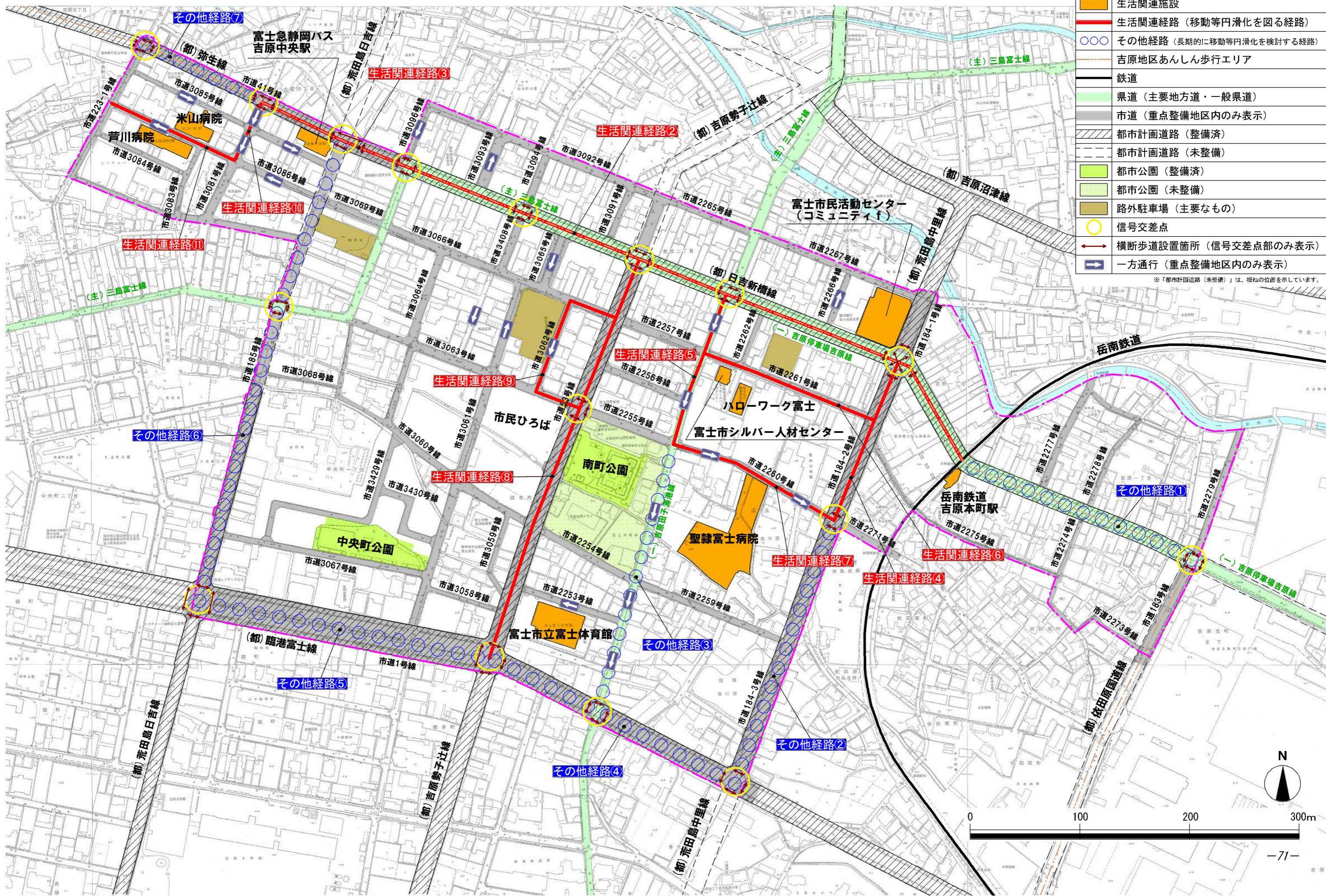
経路種別	主要な施設連絡区間		整備対象箇所	
生活関連経路	①	・ JR吉原駅	⇔ ・ 岳南鉄道吉原駅	新規連絡通路
	②	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 富士急静岡バス吉原中央駅	⇔ ・ 富士市民活動センター（コミュニティ f） ・ 吉原商店街など	（一）吉原停車場吉原線 （主）三島富士線
	③	・ 富士急静岡バス吉原中央駅	⇔ ・ 吉原商店街など	市道 41 号線
	④	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ ハローワーク富士 ・ 富士市シルバー人材センター ・ 聖隷富士病院	市道 184-2 号線
	⑤	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ ハローワーク富士 ・ 富士市シルバー人材センター ・ 聖隷富士病院	（一）吉原田子浦港線
	⑥	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ ハローワーク富士 ・ 富士市シルバー人材センター	市道 2261 号線
	⑦	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 聖隷富士病院	市道 2260 号線
	⑧	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 南町公園 ・ 富士市立富士体育館	市道 53 号線
	⑨	・ 吉原商店街など	⇔ ・ 市営吉原本町駐車場	市道 3066 号線 市道 3062 号線 市道 3063 号線
	⑩	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 米山病院 ・ 芦川病院	市道 3081 号線
	⑪	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 米山病院 ・ 芦川病院	市道 3086 号線
その他経路	①	・ 岳南鉄道吉原本町駅	⇔ ・ 岳南商店街など	（一）吉原停車場吉原線
	②	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 富士市立富士体育館	市道 184-2 号線 市道 184-3 号線
	③	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 南町公園 ・ 富士市立富士体育館	（一）吉原田子浦港線
	④	・ 岳南鉄道吉原本町駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 富士市立富士体育館	市道 1 号線
	⑤	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 富士市立富士体育館	市道 1 号線
	⑥	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ 富士市立富士体育館	市道 185 号線
	⑦	・ 富士急静岡バス吉原中央駅 ・ 吉原商店街など	⇔ ・ その他	市道 41 号線

（一）は一般県道、（主）は主要地方道を意味しています。

# 生活関連施設・生活関連経路の設定図（吉原駅周辺）



# 生活関連施設・生活関連経路の設定図（吉原本町駅周辺）



凡 例	
<span style="border: 2px solid magenta; padding: 2px;"> </span>	重点整備地区
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	生活関連施設
<span style="border-bottom: 2px solid red; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	生活関連経路（移動等円滑化を図る経路）
<span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	その他経路（長期的に移動等円滑化を検討する経路）
<span style="border-bottom: 1px dashed orange; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	吉原地区あんしん歩行エリア
<span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	鉄道
<span style="border-bottom: 2px solid green; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	県道（主要地方道・一般県道）
<span style="border-bottom: 2px solid gray; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	市道（重点整備地区内のみ表示）
<span style="border-bottom: 2px dashed gray; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	都市計画道路（整備済）
<span style="border-bottom: 2px dashed gray; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	都市計画道路（未整備）
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市公園（整備済）
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市公園（未整備）
<span style="background-color: lightyellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	路外駐車場（主要なもの）
<span style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	信号交差点
<span style="border-bottom: 1px solid red; width: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"> </span> <span style="border-bottom: 1px solid red; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	横断歩道設置箇所（信号交差点部のみ表示）
<span style="border-bottom: 2px solid blue; width: 20px; display: inline-block;"> </span>	一方通行（重点整備地区内のみ表示）

※「都市計画道路（未整備）」は、概ねの位置を示しています。

